

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令

(平成十七年農林水産省令第十二号)

改正 平成十九年農林水産省令第三十二号

(関税割当申請書)

第一条 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令(以下「令」という。)第一条第一項及び第二項の関税割当申請書の様式は別記様式第一によるものとし、その提出部数は二通とする。

(関税割当証明書)

第二条 令第一条第七項の関税割当証明書の様式は、別記様式第二によるものとする。

(関税割当証明書の分割)

第三条 令第一条第五項及び第六項の規定により割当てを受けた者がその割当数量(この条の規定により分割された割当数量を含む。)を分割し、その分割した数量に応じて関税割当証明書(この条の規定により分割された関税割当証明書を含む。以下同じ。)の分割を申請しようとするときは、別記様式第三による

関税割当証明書分割申請書二通に当該関税割当証明書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の関税割当証明書分割申請書を受理したときは、申請に係る関税割当証明書に代えて、分割した関税割当証明書を交付するものとする。

(関税割当証明書の返納)

第四条 令第一条第五項及び第六項の規定により割当てを受けた者は、当該割当数量又はその残存数量(割当数量から割当てに係る貨物の輸入数量を差し引いた数量をいう。)に係る貨物の輸入を希望しなくなつたとき、又は関税割当証明書の有効期間の満了その他の事由により当該貨物の輸入をすることができなくなつたときは、遅滞なく、当該関税割当証明書を農林水産大臣に返納しなければならない。

(公表)

第五条 農林水産大臣は、前各条に規定するもののほか、関税割当申請書の提出の時期及び提出先、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項について定め、公表するものとする。

附 則 (平成十七年農林水産省令第十二号)

この省令は、関稅定率法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第十七号)附則第一条第七号に規定す

る日から施行する。

附 則（平成十九年農林水産省令第三十二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

（經濟上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の關稅割當制度に関する省令の廃止）

第二条 經濟上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の關稅割當制度に関する省令（平成十八年農林水産省令第四十八号）は、廃止する。

別記様式第1（第1条関係）

原産地	
根拠法規	経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第1条
主務官庁	農 林 水 産 省

関 税 割 当 申 請 書

受付番号 \_\_\_\_\_

受付年月日 \_\_\_\_\_

申請者氏名（名称） \_\_\_\_\_

申請者住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

記名押印又は署名 \_\_\_\_\_ 資 格 \_\_\_\_\_

申請年月日 \_\_\_\_\_

申請の明細

関税率 表番号	品 名	数量及び単位	実 績		主な使用の計画	備 考
			使 用	輸 入		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 印のある欄には記入しないこと。

別記様式第2（第2条関係）  
（表面）

原産地	
根拠法規	経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第2条
主務官庁	農 林 水 産 省

関 税 割 当 証 明 書

証 明 書 番 号 \_\_\_\_\_

割 当 年 月 日 \_\_\_\_\_ 期間満了日 \_\_\_\_\_

割当てを受けた者の氏名（名称） \_\_\_\_\_

割当てを受けた者の住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

証明の内容

関税率表番号	品 名	数量及び単位	そ の 他 の 事 項

農林水産大臣



（裏面）

通 関 状 況（品名）

税関申告番号 及び申告年月日	通 関 数 量	関税割当数量の 残 存 数 量	許 可 年 月 日 及 び 税 関 押 印

別記様式第3（第3条関係）

原産地	
根拠法規	経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第3条
主務官庁	農 林 水 産 省

関 税 割 当 証 明 書 分 割 申 請 書

受付番号 \_\_\_\_\_

受付年月日 \_\_\_\_\_

申請者氏名（名称） \_\_\_\_\_

申請者住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

記名押印又は署名 \_\_\_\_\_ 資 格 \_\_\_\_\_

申請年月日 \_\_\_\_\_

申請の明細

証 明 書 番 号	割当数量の分割の内容					分 割 の 理 由

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 印のある欄には記入しないこと。